

答 申 情 第 5 9 号

平成 2 8 年 9 月 1 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第 1 8 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 8 年 5 月 1 7 日付け保障第 6 9 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

障害者の善悪を判断する能力の評価基準等の不存在による非公開決定事案についての審査
請求に対する裁決 (諮問情第 9 2 号)

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成28年4月7日に、実施機関に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「障害者の善悪を判断する能力」の評価基準・判定手続が記載されている文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

(2) 実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年4月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

業務上、「障害者の善悪を判断する能力」を評価したり、判定をすることは行っておらず、請求に係る公文書を作成又は取得していないため。

(3) 審査請求人は、平成28年5月2日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、弁明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市における障害者に係る事務について

京都市事務分掌規則第12条により、「児童福祉法に関する事務（心身障害児に関するものに限る。）並びに身体障害者福祉法，知的障害者福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に関する事務の統轄に関すること。」等は、保健福祉局障害保健福祉推進室の事務分掌となっている。

実施機関が統轄する障害者に係る事務は、当該事務について定めている法律の目的及び当該法律に定められた手続に従って行っている。

(2) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、障害者の善悪を判断する能力の評価基準、判定手続が記載されている文書である。

(3) 本件請求に係る公文書が存在しないことについて

審査請求人が求めている「障害者の善悪を判断する能力」の評価基準やその判断を行う手続については、上記(1)の事務に関して定めている法律において定められていないことから、実施機関において業務上使用することがないため作成することも、他の関係機関から取得することもない。

したがって、本件請求に係る公文書を保有していないため、本件処分を行ったものである。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求の対象となる公文書について

本件請求の対象となる公文書は、実施機関が保有する公文書のうち、障害者の善悪を判断する能力の評価基準や判定手続が記載されている文書であると考えられる。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、児童福祉法（心身障害児に関するものに限る。）、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び障害者総合支援法に関する事務を所管しているが、これらの法律において、審査請求人が求めている「障害者の善悪を判断する能力」の評価基準やその判断を行う手続は定められていないことから、実施機関において業務上使用することがないため、当該評価基準等を作成することも、他の関係機関から取得することもないと主張する。

イ 審査請求人が主張する「障害者の善悪を判断する能力」については、実施機関の所管する事務に関する上記アの法律において、当該能力についての評価基準やその判断

を行う手続を定める規定は見当たらない。

ウ また、審査請求人の請求する内容について、京都市が独自に定めなければならない事情も特に見当たらない。

エ これらのことからすると、業務上使用することがないため「障害者の善悪を判断する能力」の評価基準等を作成しておらず、他の関係機関から取得することもないとの実施機関の説明に不合理な点があるとは認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成28年 5月17日 諮問

6月 3日 実施機関からの弁明書の提出

8月 1日 実施機関の職員の理由説明（平成28年度第3回会議）

9月12日 審議（平成28年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。また、審査請求人から反論書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）